

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	大町市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.omachi.nagano.jp/00003000/00002400/dokuji.html">https://www.city.omachi.nagano.jp/00003000/00002400/dokuji.html</a>

執行機関名 大町市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	大町市子育て支援ショートステイ事業実施要綱(平成28年告示第101号)による利用に要した費用の負担額決定に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大町市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表 第5の項 大町市子育て支援ショートステイ事業実施要綱(平成28年告示第101号)による利用に要した費用の負担額決定に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第1条	大町市子育て支援ショートステイ事業実施要綱(平成28年告示第101号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童の養育が困難となった場合に、当該児童を一時的に児童福祉施設等において養育することができる大町市子育て支援ショートステイ事業(以下「事業」という。)を実施することにより、児童の福祉の増進を図るとともに、家庭における子育てを支援することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大町市子育て支援ショートステイ事業実施要綱(平成28年告示第101号)